

◎職員の福祉、利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、昭島市職員福利厚生会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。

事業は、職員の会費及び市の交付金などで運営されています。なお、17年度の1人当たりの会費は1万6320円、交付金は1万5750円です。

(3) 公務災害の認定件数(17年度)

公務上・通勤途上の災害により負傷などした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

種類	件数
公務災害	11件
通勤災害	1件

(2) 健康診断の実施状況

(17年度)

種類	受診人数
定期健康診断	637人
VDT健康診断	279人
胃検診	58人

(4) 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する要求や、不利益処分を受けた場合の不服申し立てを公平委員会に対して行うことができます。

項目	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分についての不服申し立て	0件
人事管理に関する苦情処理	0件

新春あきしまクイズの答え・当選者を発表

「広報あきしま」1月1日号で募集したクイズに応募いただきありがとうございます。正解者の中から抽選で20人に市役所周辺の街路樹のカリンで作ったのどあめ「昭島育ちのカリンちゃん」を郵送します。

【クイズの答え】

①昭島 ②八

(「8」も正解としました)

【当選者】 (敬称略)

新井和男・勝亦敏子・藤田悦子(福島町)／村野陽太郎(玉川町)／岡田とみ子・福田広子・山崎さえ子(中神町)／本橋浩道・山澤義一・若林みよ子(宮沢町)／山田栄三郎(つつじが丘)／伊藤弘子(美堀町)／紅林義雄(上川原町)／濱田賀代子(大神町)／森脇操(松原町)／大沼サヨ・岡部篤史(田中町)／高谷初子・吉川不二満(緑町)／若林初枝(拝島町)

〈広報係〉

かめらにゅーす

たこたこあがれ!!



1月21日、市内4会場で約1800人が参加して行われました。子どもたちの手作りだこが、それぞれの思いを込めて新春の大きに舞い上がりました。

1月23日、成隣小学校、田中小学校で(株)ロッテの社員による「出張あめ作り教室」が開催されました。のどあめ「昭島育ちのカリンちゃん」がどのようにできるのか、子どもたちは目を輝かせて見入っていました。

のどあめ
どうやって
できるのかな?



わたしたちが感じている問題を発表します



1月29日、市役所で市長と市内中学校6校の生徒会役員との懇談会が行われました。生徒たちが感じている問題について発表し、その後、市長の仕事や教育などについての質問をしました。

◎職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩・休息时间

一週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間(無給)	休息时间(有給)
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分から45分間	正午から15分間、午後3時から15分間

※職場により上記勤務体制と異なる場合がありますが、勤務時間は原則週40時間で割り振りをしています。

(2) 年次有給休暇の取得状況(17年)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率 B/A
3万 339.5日	1万 523.5日	34.6%

(3) 特別休暇など(18年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間など
公民権の行使	必要な時間
育児時間	1日2回、それぞれ45分
生理休暇	必要と認められる日
産前及び産後の休養	出産の前後を通じて16週間以内(多胎妊娠の場合は23週間以内)
妊娠中の女性職員の保健指導及び健康審査	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週間から出産までは1週間に1回
忌引	区分により1日～10日
結婚休暇	6日以内
出産介護休暇	2日以内
家族介護休暇	1か月～6か月
夏期休暇	7月1日～9月30日に5日以内
骨髄提供休暇	必要と認められる期間
子の看護休暇	5日以内

(4) 育児休業、部分休業の状況

休暇の種類	男	女	計
育児休業	0人	4人	4人
部分休業	0人	3人	3人

※育児休業の場合、期間中給与を支給していません。※部分休業の場合、勤務していない時間は給与額を減額しています。

◎職員の分限、懲戒処分の状況

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合などに、免職、休職などの分限処分を行います。

また、職員が法令違反などの一定の義務違反をした場合に、免職、停職などの懲戒処分を行います。

(17年度)

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職(病氣)	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0件	18件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

◎職員のサービスの状況

種類	許可件数
営利企業などの従事制限	5件

※地方公務員法第38条により営利企業などの従事制限が課せられていますが、国勢調査のため国勢調査調査員などを許可しました。

◎職員の研修、勤務評定の実施の状況

(1) 職員の研修の状況

公務員としての責任感や倫理観を養い、時代の変化を敏感に受け止め、自己の研さんに励み、能力開発に努めることのできる職員を養成することを目的として、各種研修を実施しています。

▼庁内研修

研修区分	回数	人数
職層別研修	10回	330人
実務研修	4回	46人
特別研修	17回	897人
その他	5回	42人
合計	36回	1315人

▼派遣研修(市町村職員研修所)

研修区分	回数	人数
必修研修	45回	121人
実務研修	13回	33人
能力開発研修	6回	7人
政策・法務研修	11回	15人
情報処理研修	17回	17人
講師養成研修	4回	4人
その他	17回	55人
合計	113回	252人

▼派遣研修(市町村職員研修所以外)

研修区分	回数	人数
自治大学校	3回	3人
市町村アカデミー	1回	1人
東京都各局主催研修	14回	19人
市町村共済組合	3回	4人
その他	9回	12人
合計	30回	39人

(2) 勤務評定の実施の状況

種類	人数
昇任試験時	23人